

大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例（案）に対する
区民意見等の公募について

1 背景、目的

現在、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び同施行規則に基づいて空家対策を実施しているが、同法律に緊急安全措置に関する規定がないため、強風等により、空家等に起因し、近隣に危害が生じる恐れがあっても、私有財産である空家に対し、緊急安全措置を行うことができない。

そのため、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれのある急迫した状況において、危険を回避し、区民が安全で安心して生活できるように、区が必要な最低限度の緊急安全措置ができるように条例を制定する。

2 条例案の骨子

項目	骨子
所有者等の責務	所有者等は、その所有し、又は、管理する空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等の適切な管理を行わなければならない。
区の責務	区は、空家等の適切な管理を促進するために必要な措置を適切に講ずるものとする。
緊急安全措置	区長は、空家等の適切な管理が行われていないことに起因して人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれのある急迫した状況において、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。 区長は、緊急安全措置を講じたときは、その旨を当該所有者等に対し通知しなければならない。

3 パブリックコメントの実施期間

令和3年12月3日（金）から12月16日（木）までの間（2週間）

4 募集方法

- パブリックコメントの実施期間中に、条例案の概要を区のホームページに掲載するとともに、区政情報コーナー、各特別出張所、建築調整課において閲覧できるようにしたうえで、区民一般から意見を募集する。
- 意見の提出は、建築調整課への郵送、ファクシミリ、電子メール、持参によって受け付ける。

5 今後の予定

令和4年第2回定例会に議案を提出予定